

利光鶴松の行政裁判所法改正案

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学史資料センター 公開日: 2024-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上,一博 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000687

【特集・利光鶴松研究2】

利光鶴松の行政裁判所法改正案

村 上 一 博

一 利光鶴松が衆議院に提出した法律案

利光鶴松は、明治三二（一八九八）年三月の第五回衆議院議員選挙に、代言人・弁護士活動で関係が深かった東京府第五区（本所区・深川区）から立候補して初当選した。^{〔1〕}六月には、憲政党の創立に際して幹事長に就任して議員としての地位を確かなものとし、衆議院の解散を受けて実施された八月の第六回選挙でも再選を果たした。ところが、明治三三（一九〇〇）年一月二日、東京市参事会収賄事件で勾引され（この頃、東京弁護士会を退会している）、翌明治三四（一九〇一）年一月二〇日には、収賄従犯（幫助罪）容疑で起訴され、予審を経て公判に付された。五月四日の東京地裁判決により、重禁錮七月罰金二〇円の有罪判決を受け、判決を不服として控訴したものの、一月二〇日の東

京控訴院判決により控訴は棄却された。利光は上告しなかったため、二週間後に有罪が確定し、明治三五（一九〇二）年五月、議員資格は消滅した。

利光が、衆議院議員としての活動したのは、実質三年弱、第一二・一三・一四帝国議会においてであり、その間に、利光は八件の法律案を提出した。

第一二回衆議院本会議

① 明治三十一年五月一八日提出「代議士選挙に関する心得方を小学教科書に編入する建議案」（利光ほか四名）

第一三回衆議院本会議

② 明治三十一年二月一〇日提出「行政裁判法中改正法律案」（利光ほか外八名）

③ 明治三十一年二月一〇日提出「弁護士法中改正法律案」（利光ほか外八名）

④ 明治三十一年一月一九日提出「訴願法中改正法律案」（利光ほか外七名）

⑤ 明治三十一年一月二一日提出「民法中改正法律案」（利光ほか外七名）

⑥ 明治三十一年二月一五日提出「肥料取締法案」（利光ほか外三名）

⑦ 明治三十一年三月四日提出「過剰金還付の建議案」（利光ほか外一名）

第一四回衆議院本会議

⑧ 明治三十一年一月一五日提出「質屋取締法中改正法律案」（利光ほか外八名）

二 衆議院における行政裁判所法改正案の審議

以下では、②について、法案の内容とその審議過程を紹介することにした。

明治三一（一八九八）年二月一〇日、第一三帝国議会衆議院本会議において、利光鶴松ほか八名は、次のような「行政裁判法中改正法律案」を上程した。^②

明治二十三年法律第四十八号行政裁判法中左ノ通改正ス

第十四条 行政訴訟ノ代理人タルコトヲ得ルハ弁護士ニ限ル但法律勅令ニ特別ノ規程アルモノハ此限ニ在ラス

第十六条ノ次ニ左ノ二条ヲ加ヘ第十七条以下順次繰下ク

第十七条 法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外行政庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ

總テ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八条 行政訴訟ニ関シテハ当事者ノ和解ヲ許サス

明治二三（一八九〇）年一〇月一日から施行された行政裁判法（同年六月三〇日公布、法律第四八号）の第一五条は「行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ審判ス」と規定し、これを受けて、同年一〇月一〇日の法律第一〇六号「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」が発せられて、列挙された次のような五項目の事件に限り、行政裁判所への出訴が認められた。

一 海関税ノ除クノ外租税及手数料ノ賦課ニ関スル事件

二 租税滞納処分ニ関スル事件

- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ関スル事件
- 四 水利及土木ニ関スル事件
- 五 土地ノ官民有区分ノ査定ニ関スル事件

利光らによる改正案は、この制限列挙主義を改めようとするものであった。⁽³⁾ 第一読会の冒頭、利光は、提案理由について、次のように述べている。⁽⁴⁾

…是ハ行政裁判法ノ改正ヲシヤウト云フノデアリマシテ、此事ハ法曹社会ノ与論ト云ウテモ宜シイヤウナ問題デアルノデゴザイマス、是ニハ三箇条ゴザイマスガ、其内第十七条ガ即チ改正ノ主眼、若クハ骨子ト為ルベキモ裁判官ノ裁判ヲ受クル權ヲ奪ハル、コトナシ」ト云フコトガゴザリマシテ、縦令官庁デゴザリマシテモ、一個人デゴザリマシテモ、其何人ノ行為ニ拘ラス、苟モ法律ニ背イテ人ノ既得ノ權利ヲ毀損シタト云フ場合ニ於キマシテハ、必ズイツレカノ裁判所ニ之ヲ持ッテ行ッテ、サウシテ救済ヲ請フ、又救済ヲ請フ者ガアレバ、之ニ救済ヲ与ヘルト云フコトガナケレバナラヌト云フコトニ、憲法ガ吾人臣民ノ權利ヲ担保致シテアリマス、又權利アレバ必ズ救済アリト云ヒマスルハ、是レ法律上ノ一大原則デアリマスル、然ルニ實際我國ニ於キマシテハ、此行政官庁ニ於キマシテシマシタ処分ガ、現在法律ニモ背イテ居リ、又現在既得ノ權利ヲ害シテ居ルト云フコトガゴザイマシテモ、之ヲ持ッテ行キ場ガナイト云フ事件ガ沢山ゴザイマスル、是ハ諸君ハ随分御実験ノアル御方モアラウト思フ、ソレハドウ云フ処カラ、左様ナル不都合ナコトガ出来テ參リマスルカト云ヒマスルト、我裁判所構成法ノ第二条ニ於キマシテハ、通常ノ裁判所ハ民事ト刑事ヲ裁判スルモノデアルト云フコトガ書イテアルノデゴザイマス、ソレカラ又行政裁判法ノ方ハドウデアアルカト云ヒマスルト云フト、行政裁判法ノ第十五条ニハ、此行政裁

判所ト云フモノハ、法律勅分ニ於テ特ニ是レノ事件ハ行政裁判所ニ出訴ガ出来ルゾヨト書イタモノデナケレバ、受理ヲシナイト云フコトガ書イテアルノデゴザイマス、ソレ故ニ今爰ニ或行政上ノ処分ガゴザリマシテ、縦カラ見テモ横カラ見テモ、此処分ハ法律ニ違背シテ居ル、又其法律ニシテ違背ヲシタ結果ガ、或人ノ既得ノ權利ヲ害シテ居ルト云フコトガゴザリマシテモ、若シモコレノ事件ハ行政裁判所ニ出訴ガ出来ルト云フ、アノ箇条ノ中ニ上ツテ居リマセヌ場合ニハ、是ハドウスルコトモ出来ナイノデアリマス、通常裁判所ニ持ッテ行キマスレバ、構成法ノ二条ニ依ッテ、ワシノ処ハ民事力刑事デナケレバ、受理ヲスルコトハ出来ヌノデアルト云ウテ、却下ヲサレテシマヒマスル、又行政裁判所ニ持ッテ行キマスルト、行政裁判法ノ十五条ヲ引キマシテ、「ワシ」ノ処ハ法律勅令ノ明文ニアルモノデナケレバ、受付ケルコトハ出来ヌモノデアルカラ、此事ハドコニモ明文ガナイカラ、是ハ御断リヲスルト云フ主意ヲ以テ却下ニナルノデアリマス、サウ云フコトハ決シテナイ筈デアル、先キニモ述べマシタ通り、我帝國憲法ニ於キマシテハ、苟モ權利ト云フモノカアレハ、之ヲ破壊ヲサルレハ、必ズ之ニ対シテハ法律ニ定メテ裁判所へ持ッテ行ッテ救済ヲ受ケルコトガ出来ル斯ウ云フコトニナツテ居リマスルニモ拘ラズ、我國立法上ノ注意ガ足りマセズ、制度ガ誠ニ不完全デゴザリマスルガタメニ、現ニ憲法ニハ斯ノ如キ担保ヲ与ヘテ居リナガラ、其精神ヲ滅却スルヤウナコトニナツテ居リマスル、ソレ故ニ私ハ是マデ我國ノ行政裁判法ニ於キマシテ列記主義ヲ執ッテ居ッタデアリマス、其主義ヲ一變致シマシテ全ク概括主義ニシタイト云フノデアアルノデゴザイマス、デ此列記主義、概括主義ト云フコトニ就キマシテハ、各々学者ノ説モアリマスルシ、又色々ナ反対モアルカモ知レマセヌガ、併シ是ハ到底其斯ウ云フ事件ハ、行政裁判ニ行ケル、ア、云フ事件ハ行ケルト云ウテ、一々其事件ヲ書イテ置イテ、其外ハイケナイト云フヤウナ列記主義ニ依リマシテハ、限アル人智ヲ以チマシテ、變化極リナキ千變万化ノ此未來ニ起ル所ノコトフ一々予想シテ、遺漏ナカラシムルコトハ、

到底人間ノ力デ出来ルコトデナイノデゴザイマスルカラ、列記主義ニ依ルト、是非トモ遺漏ガ出来ル、即チ救済ヲ受ケルコトノ出来ナイ權利ガ出来ルノデアル、ソレ故ニドウシテモ是ハ概括主義ニ致サンケレハ、憲法ニ於テ吾人ニ与ヘタル担保ノ目的ヲ充タスコトモ出来ス、又權利ガアレバ必ず救済ハアルベキモノデアルト云フ、此法律上ノ原則ニモ適ヒマセヌ、故ニ私ハ此法ニ於テハ、概括主義ヲ執ル方ガ宜シイト云ウテ、此法律案ヲ提出致シマシタ、此コトニ就キマシテ、各国ノ制度ハドウデアルト云フコトハ調べテ居リマスルガ、此処デ一々述ベル必要ハナイ、然ルニ英米主義ニ依ルト、行政裁判所ナドハナイノデアリマス、即チ權利ガアレバ救済アルノハ当リ前デアルカラ、通常ノ裁判所ヘドン／＼持ッテ行ケル、一個人ノシタコトデアラウガ官庁ノシタコトデアラウガ、ソナナ区別ナク、何ンデ法律ニ背イタ行為ガアッテ、其結果人ノ權利ヲ毀損シタト云フコトガアレバ、ドン／＼通常裁判所ニ持ッテ行ッテ救済ガ出来ルト云フコトニナツテ居リマス、英吉利若クハ亞米利加ノ法制主義ニ依ルト、私ハ其方宜イト思ヒマス、併ナガラ既ニ我国デモ、行政裁判所ト云フモノヲ特別ニ設ケル主義ニナツテ居ルカラ、我国ニ於テ根本カラ此行政裁判所ヲ廢メテシマフト云フコトハ、如何デアラウカト思ヒマス、已ムヲ得ズ行政裁判所ノ權限ヲ拡張シテ即チ概括主義ニ依ッテ、苟モ行政官庁ノ処分ガ法律ニ背キ且既得權ヲ毀損シテ居ルト云フ、此ニツノ原素ガ備リマシタナラバ、如何ナル事件デアルニモ拘ラズ、皆出訴サセタイト云フ考ヘデアリマス、其他前ノ十四条ハ無用ノ手續ヲ省クト云フ主義デアル、又十八条ハ行政學上ノ原則ヲ書顯シタノデアリマスカラ、別段説明ハ致シマセヌカラ、御賛成ヲ願ヒマス

利光によれば、改正案の趣旨は、帝国憲法第二四条の精神に則り、行政裁判所への出訴事項の制限列挙主義を改めて概括主義を採用し、行政庁の違法処分によって既得の權利を侵害されたすべての場合に、行政訴訟を認めようとしたものであり、併せて、代理人に関する行政裁判所の認許主義の削除と、行政訴訟における当事者の和解の禁止を求

めたのである。

当該議案については、実質的な審議が行われることなく、直ちに委員付託となり、翌年一月一九日、欠席の委員長に代わり、利光から委員会での審議結果が報告された。⁽⁵⁾

行政裁判法ハ委員会ヲ召集スルコトガ六七回デアリマシタガ、何時モ寄り人ガゴザイマセヌデ、昨日始テ審議ヲ致シマシタ、然ル所委員ハ一人ノ反对ガナク第十四条第十七条ヲ可決致シマシテ、第十八条ハ又一人ノ反对ガナク、之ヲ削除スルコトニ致シマシタ、是ガ結果デアリマス、ソレデ此十八条ヲ削除シマスルニ就キマシテハ、二ツノ議論ガアツテ、平田政府委員ハ和解ヲ許シテ置ク方ガ便宜デハナイカト云フコトデ、反对サレマシタ、然ルニ委員会ノ方デハ、之ヲ置クノハ置ク、併ナガラ是ハ学理ノ原則ヲ缺イタモノデ、斯ウ云フコトガナクテモ、行政学ノ原理カラシテ、和解ト云フコトハ出来ナイノデアルカラ、学理上極ツタコトヲ殊ニ此処ニ書クノ必要ガナイト云フ理由ヲ以テ、之ニ反对シタノデアリマス、故ニ此削除ノ理由ニ就キマシテハ、特ニ此コトハ御記憶ヲ願ヒマセヌト、後來ニ大問題ヲ惹起スルコトガアラウト思フ、和解ハ出来タ方ガ宜イデハナイカ、故ニ是ハ削除スベシト云フ議論ト、和解杯ハ出来ナイノガ、行政学ノ原則デアルカラ、既ニ其原則デ極ツタコトヲ特ニ法律ヲ以テ規定スル必要ガナイ、故ニ削除スベシト云フ議論ハ、等シク削除スベシト云フ議論デゴザイマシテモ、将来此法律ヲ運用スル上ニ於キマシテハ、大變ナ相違ヲ生ジマスカラ、特ニ此コトハ一言致シテ置キマス、即チ委員会ハ是ハ学理ノ原則デアツテ、行政訴訟ハ公益若クハ保安ヲ元トシテ起ルモノデアルカラシテ、決シテ和解ハ出来ナイモノデアアル、出来ナイト極ツテ居ルカラ、書クノ必要ガナイト云フ理由デ削リマシテ、ソレカラ此チヨット經過ニ属シマスガ、第十七条ガ、此改正ノ案ニ付キマシテ、最モ問題ト為ツタ点デゴザイマス、之ニ就イテ政府委員ハ反对ヲサレマシタ、其理由ハ大要ニツデアアル、第一ハ斯ウ云フ事件ハ、行政裁判所ニ出ラレルト、即チ列

記法ニシテ置ケバ、人民ガ知易イ、然ルヲ概括法ニシテ置クト、此事件ハ果シテ行政裁判所ニ行カレルカ行ケナイカト云フコトヲ人民ガ知ルニ付イテ、困難ヲスルト云フノガ、一ツノ理由デアアル、委員会ハ其理由ヲ斥ケマシテ、今日ノ有様ニ於テ、縦令列記法ニ致シマシテモ、一般ノ人民ガ悉ク法律上ノ智識ヲ備ヘテ、是ハ訴権ヲ構成シテ居ルカ居ラヌカト云フコトヲ判断スル所ノ智識ガナイ、又今日ノミナラズ今後幾百年ヲ経ツテモ、国民ガ悉ク法律上ノ智識ヲ備ヘテ、自ラ訴訟ヲスルト云フコトハナイコトデアアルカラ、是ハ列記ニスルモ、概括ニシテモ、同ジデアアル、ドチラニシテモ専門家ノ智識ヲ俟ツテ始テ分カルモノデアアルカラ、是ハ決シテ其理由ト為ラヌト云フノデ斥ケマシタ、モウ一ツハ之ヲ概括法ニシマスルト、行政事務ノ敏活ヲ缺クト云フコトガ、政府委員ノ理由デアリマシタガ、是モ委員会ガ斥ケマシタ、ソレハ決シテサウ云フコトハナイ、行政裁判法ニ於テハ縦令行政訴訟ガ起ツテモ、行政事務ノ施行ヲ停止シナイト云フ、斯ウ云フ明文ガアルカラシテ、行政訴訟ヲ起シテモ、ソレガタメニ行政事務ノ敏活ヲ缺クト云フ理由ハナイカラ、差支ナイト云フノデアリマス、ソレデ行政訴訟ヲ起サウトシマスレバ、其結果行政官ガ幾分カ自ラ警戒ヨンテ、若シ之ガ間違ッタナラバ、行政裁判所ニ出訴セラレルト云フノデアアルカラ、自ラ戒メ自ラ恐レルト云フコトハアラウガ、故ニ、行政官カラ言ヘバ、幾分カ不便ガアルカ知レヌガ、即チ此不便ハ国民ガ安心シ、国民ノ誠ニ都合ノ好イ点デアルカラシテ、ソレガタメニ行政事務ノ敏活ヲ缺クト云フコトハナイト云フ理由ヲ以テ、此政府ノ概括法ニ反対シマシタガ、其理由ヲ斥ケマシタ、委員会ノ経過ハ大要斯ノ如クデアリマス。

以上のように、委員会では、まず第一八条について、和解を許しておいた方が便宜だとする旨政府の反対意見が表明され、委員会としては、政府の反対理由には同意しかねるが、行政訴訟は学理上和解することはできないものであるから、特に明定する必要もなからうという理由から、同条を削除することに同意した。しかし、第一七条の概括主

義については、政府は、第一に概括主義を採ると却って人民が行政裁判所に出訴できる事項を知ることが困難になること、第二に概括主義を採ると行政事務の敏活を欠くおそれがあること、の二つの理由から反対したが、委員会はこれを退けて原案通り可決したというのである。

この利光の報告に対して、政府委員である法制局長官の平田東助は、概括主義にすれば随分その弊害が大きい。第一に行政事務の敏活を欠く。行政権の大部分を占めている認定権がすべて行政裁判所の訴訟対象となってしまう。フランスは列記法、オーストリアは概括法だが行政官の認定処分については除外例としており、ドイツ各邦でも大概列記法で、エルテンベルヒだけが概括法だが認定権を除外している。また、その性質においても行政権の認定は訴えの対象となるべきではない。なぜなら、ある事柄について行政官が認定を以て処分することを法律が許している以上、この範囲内において訴権があるべき道理はないからである。もっとも、列記法が完全だとは政府も考えておらず、十分に調査して、次の議会までには相当の案を提出する考えであると主張した。⁽⁶⁾

衆議院本会議では直ちに第二読会が開かれ、右のような平田政府委員の反対意見にもかかわらず、委員会での結論が支持され、第一八条の削除、第一四・一七条は原案通りとすることで決着した。

三 貴族院における行政裁判所法改正案の審議

衆議院から貴族院に送られた同法案は、一月二四日、貴族院本会議で第一読会に付され、政府委員の平田東助から、政府所見が開陳された。平田は、衆議院での政府見解と同様の趣旨を繰り返し主張した。改正案のように概括主義をとるときは、①行政の敏活を害すること、②事件の性質上、行政裁判所が受け入れるべき事項を一々挙げるこ

は煩雜であること、③濫訴の弊を生じる恐れがあること、④列記主義により訴えうる場合を人民に知らしめる方が適當であることなどを述べて、概括主義を採用すべきでない所以を力説するとともに、政府もまた行政裁判法を改正する必要性は認めており、この改正については慎重に調査したうえで、次の議会までに法案を議会に提出することを約束する旨を重ねて強調した。⁽⁷⁾

貴族院は、特別委員会に付託することに決し、議長の内衛篤磨によって、委員に、周布公平・児玉淳一郎ほか全九名が選定された。貴族院特別委員会は、二月一四日に開催され、全会一致で同法案を否決した。⁽⁸⁾ 特別委員会での審議内容は、二月一七日の本会議（第一読会の続き）において、特別委員長の周布公平から報告がなされた。⁽⁹⁾

（行政裁判法中改正法律案及び訴訟法案とも）委員会ニ於キマシテハ全会一致ヲ以テ否決ヲ致シマシタ、衆議院ノ趣旨ノアル所ヲ推考致シテ見マスル、現行ノ裁判所ノ権限ヲ擴張致シテ行政訴訟ノ訴門ヲ拡ゲタイト云フコトガ趣旨デアラウト推定ヲ致スノデアリマス、其方法トシテ行政裁判法第十六条ノ次ニ一条ヲ加ヘテ、凡ソ行政庁ノ違法処分ニ依ッテ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル、總テ概括致シテ行政訴訟ヲ起スコトガ出来ルト云フコトニ致シタイ、然ルニ此十五條ニ於キマシテ行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許サレタル事件ヲ審判スルト云フコトガゴザイマス、此十五條ハ列記ノ主義ヲ取ッテ制定ニナツテ居ルト考ヘマス、其十五條ハ其位置キマシテ而シテ十七條ヲ加ヘマシテ概括主義ヲ取りマスルト何レガ主タルヤト云フコトハ甚ダ不分明デアルト云フコトガ委員會ニ於キマシテノ説ゴザイマシタ：十七條ヲ加ヘル以上ハ現行ノ十五條ト云フモノハ削除シナケレバナラヌコトニナラウト思フ：明治二十三年ニ行政裁判法ノ制定ニナリマスル節ニ列記主義ヲ採ラレマシテ、而シテ今日マデ其列記主義ヲ実行シ來ッテ居ルコトデアリマシテ、今之ヲ俄ニ概括主義ニ變ヘネバナラヌト云フ必要ハナイ、斯ウ委員會デハ認メタノデ、又必要ナキノミナラズ若シモ之ヲ概

括主義ニ致シマスレバ濫訴ノ弊ト云フモノハ如何デアラウカ、又何デモカデモ訴ヲ起サレルト云フコトニナリマ
 スレバ、却テ其訴權ヲ人民ニ与ヘントシテ、人民ハ其適從スル所ヲ知ラズシテ、無益ノ訴訟ヲ起シ無益ノ手数ヲ
 致ス、デ是ガ為メニハ無益ノコトニ行政官庁ト人民トノ間ノ阻隔ヲモ来スト云フ憂ガ生ズルデアラウ、デ成ル程
 今日ノ行政裁判所ノ權限ハ狹隘ニ失スル、又人民ノ訴權モ不十分デアアル、アルガ之ヲ改良致スニハ矢張列記主義
 ヲ採ッテ此列記主義ヲ擴ゲテ往ケバ其目的ハ達シ得ラル、ノデアアル、デ就イテハ此二十三年以來執リ来ッタ所ノ
 列記主義ヲ改メズシテ此列記主義ニ就イテ矢張訴權ヲ擴張致ス方ガ宜シイト云フコトニ委員會決シマシタ、デ
 其方法ハ二十三年ノ法律第百六号：ヲ修正シテ擴張ヲ致シテ：ノ方ガ宜シカラウト、デ此考ヲ以テシテ委員ノ一
 人即チ本員ヨリ法律第百六号ノ其改正ヲ委員會ニ提出致シマシテ：政府委員ノ次ノ議會ニ於テ十分ノ取調ヲシテ
 出スト云フコトノ明言ヲ承リマシタ以上ハ之ニ同意ヲ表シテ其提出案ハ政府ノ參考ニ供スルニ止メルト云フコト
 ニ致シマシタ、ソレニ依ッテ全会一致デ今日ノ所ハ概括主義ハ宜シクナイ列記主義ガ宜シイ、併ナガラ衆議院ノ
 案ヲ否決スルニ止メテ置ク、斯ウ云フコトニ決シタノデアリマス：第十四条は「行政訴訟ノ弁護人タルコトヲ得
 ルハ行政裁判所ノ認許シタル弁護士ニ限ルトアリマス、然ルニ行政訴訟ノ弁護人ト申シマスルモノハ刑事ニ付テ
 用ヒマスルコトデアリマシテ行政訴訟ニハ弁護人ト云フモノハゴザイマセヌ、又行政裁判所ノ認許シタル弁護士
 ニ限ルトアリマスルケレドモ弁護士ノミナラズ普通ノ代人ヲ行政裁判所ニ於テハ許シ来ッテ居リマスノデ十四条
 ハ不備デアリマスルケレドモ強テ之ヲ改正ヲシナクテハナラヌト云フ程ナコトデモアルマイ、既ニ行政裁判法
 ノ全部ノコトニ政府ノ取調ガ互リマスル以上ハ又衆議院ノ此概括主義ヲ斥ケマシタ以上ハ唯リ十四条ノミヲ改正
 ヲスル必要ガナイ：他日ノ全般ノ改正ノトキニ讓ッテ否決シテ置クガ宜シイト云フコトニ決シマシタノデアリマ
 ス。

特別委員会が同法案を否決した理由は、従来の列記主義を今俄かに概括主義に改める必要がないのみならず、概括主義を採用れば濫訴の弊を生じ、かつ人民が無益の訴訟を起こし無益の手数を費やして行政官庁と人民との阻隔をきたす惧れがあり、また、現行法は確かに不備であるが、それは明治二三年法律第一〇六号の訴訟事項を拡張することで対応すべきであり、この点について政府が慎重に審議して、次の議会に相当案を提出することを約束している以上、早急に本会期中に改正に着手するのは適当でないとの結論に達したというのである。この特別委員会での全会一致の結論（第二読会に移す必要なし）を受けて、本会議においても、第二読会に移すべしとする意見はなく、結局、同法案は否決されることとなった。

もっとも、この一三帝国議会において、政府が繰り返し主張した、次の帝国議会で改正案を提出する旨の約束は果たされることなく（その経緯については不明である）、結局、利光が行政庁の違法処分に対する国民からの訴えを拡大しようと企図した行政裁判法改正が実現することはなかったのである。

注

- (1) 拙稿「利光鶴松の弁護士活動」（明治大学史資料センター編『大学史紀要』第二九号、二〇二三年）参照。
- (2) 「第十三帝国議会に於ける利光鶴松等提出改正案を中心とする改正問題」（『行政裁判所五十年史』行政裁判所、昭和六年）三四九〜三五二頁。
- (3) 利光は、同じ第一三回衆議院本会議に提出した、④「訴願法中改正法律案」においても、明治二三年法律第一〇五号訴願法第一条を「行政庁ノ処分違法若クハ不当ニシテ權利ヲ毀損シ若クハ利益ヲ侵害シタル場合ニ於テハ被害者ハ本法ニ依リ訴願ヲ提起スルコトヲ得 但法律勅令ニ別段ノ規程アルモノハ各其規程ニ依ル」と改正することを求め、行政庁の違法処分に対する国民からの訴えを拡大する必要を訴えている。
- (4) 『衆議院議事速記録』第五号、六一〜六三頁。

- (5) 『衆議院議事速記録』第一八号、二一二頁。
- (6) 『衆議院議事速記録』第一八号、二一二～二二三頁。
- (7) 『貴族院議事速記録』第一五号、一九六頁。
- (8) 『貴族院行政裁判法中改正法律案外一件特別委員会速記録』第三号、一～四頁。
- (9) 『貴族院議事速記録』第二七号、三八九～三九一頁。